

建設事業主のみなさま

建退共制度に 加入しませんか

現場作業員の
福祉向上のため

建設技能者の
人材確保・
育成のため

建設業の退職金は日本全国どの現場でも
公共工事も民間工事も

建退共

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 TEL : 03-6731-2866

建退共

検索



モバイルサイトは
こちらから

建退共制度の6つの特徴

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙の貼付と消印又は退職金ポイントによる掛金の充当を行い、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。



契約できる事業主は？

建設業を営む方ならOK!

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているとしないにかかわらず契約できます。



一人親方は加入できる？

任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の方も含まれます）が集まって任意組合を作り、当機構が規約について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者と見なすことにより、制度を適用することにしております。



電子申請方式を利用するには？

電子申請専用サイトを利用するための利用者IDと初期パスワードが必要です。

電子申請方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを電子申請専用サイト上で事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです。電子申請専用サイトの利用者ID及び初期パスワードは共済契約申込と同時に発行する「開通通知」に記載されています。

※令和4年6月以前に共済契約を締結している場合は、別途「電子申請方式申込書」の提出が必要です。「開通通知」発行まで2週間程度かかります。

⚠️ **重要です。必ずご確認ください!** ⚠️

建設キャリアアップシステムの事業者登録の有効期限は、
新規登録完了月から数えて**5年後の月末**です。

(※1) 2018年4月から2019年3月の新規登録事業者は、本格運用が2019年4月であったことから、一律、**有効期限を2024年3月31日に設定**しています。

(※2) 有効期限は、システムにログイン後の画面に表示されます。

更新完了までの流れ

Step1

「CCUS事業者登録更新のお願い」メールを確認
更新の半年前に、登録責任者宛てに届きます。



Step2

更新の申請を行う

インターネットまたは認定登録機関にてお手続き。
(更新内容に基づき、審査させていただきます)



Step3

事業者更新料のお支払い

審査完了後、メールまたは郵送にて案内
※一人親方は無料です。



事業者更新完了

※管理者ID利用料は、従前と同じ月のお支払いとなります。

更新手続きは、有効期限の6ヶ月前から可能です。

- ▷ 「ccus事業者登録更新のお願い」メールを必ずご確認ください。(内容参照)
- ▷ 処理を円滑に進めるため、**遅くとも有効期限の1ヶ月前までには更新申請されるよう**お願いします。
- ▷ 有効期限までに更新申請されない場合、CCUSが利用できなくなります。ご注意ください。

メール見本



更新申請は、簡素化が図られています。

- ▷ 申請いただくのは、変更箇所のみです。(変更がない場合、**新たな証明書類等の添付は不要**です。)
- ▷ **登録情報に変更がある場合、更新申請で変更することが可能です。**別途変更申請の必要はありません。

確認書類等の詳細



証明書類等をご用意いただくケース。

- ▷ 登録情報のうち、下記①から⑦までの事業者情報について変更がある場合、**事業者確認書類※**が必要です。
 - ①商号または名称
 - ②建設業許可の有無(有の場合は建設業許可番号)
 - ③法人・個人区分(法人・個人・一人親方のいずれか)
 - ④法人番号
 - ⑤代表者名
 - ⑥所在地
 - ⑦資本金(個人事業主の場合は0円)
 - ▷ 建設業許可の更新・変更がある場合、**事業者確認書類※**が必要です。
 - ▷ 社会保険等について変更がある場合、**証明書類※**が必要です。(P2「登録申請書に添付する書類」参照)
- ※各証明書類は、インターネット申請の場合はjpeg画像データを、認定登録機関での申請の場合は原本あるいは写しをご用意ください。



CCUSのウェブサイトはこちら
⇒ <https://www.ccus.jp/>



CCUSに関するお問い合わせ先は、
(一財)建設業振興基金までお願いします。

お問い合わせフォーム



出典



作成

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室(建設業第一グループ)
電話:052-954-6502



県内の建設事業者の皆様へ

◆ 労働環境の確認にご協力ください! ◆

愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施しています。

- ① 労働環境報告書の提出
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



特定公契約とは

愛知県が締結する契約のうち、

全ての契約が対象ではありません！

- ・ 予定価格 6 億円以上 の工事請負契約
- ・ 予定価格 1,000 万円以上 の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

① 労働環境報告書の提出

提出が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。

（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）

報告の対象となる労働者は？

特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。

（作業現場で直接従事しない労働者（ex. 営業職、現場監督など）を除く。）

報告の内容は？

労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。

（詳しくは、別添の労働環境報告書をご覧ください。）

提出時期や提出方法は？

契約締結後、元請事業者がとりまとめて県に提出。



② 賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。(下請・再委託事業者及び一人親方を含む。)

報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金(報酬)単価。

- ・一人親方以外の事業者
 - …従事人数、1日(8時間)当たりの賃金単価の平均額及び最低額。
(工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。)
- ・一人親方の事業者
 - …職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



提出時期や提出方法は？

労働環境報告書とは異なり、下請事業者も
直接県へ提出

業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「愛知県電子申請・届出システム」により提出。

(システムの入力が困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。)

③ 労働者からの申出

特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・労働問題に関する申出…
 - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
 - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など



連絡先は別添チラシを参照。

④ 事業者及び労働者への周知

・別添のチラシ「労働環境の確認について」を、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。

・「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：(052) 954-6653

☆詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

公契約条例 HP



愛知県 公契約

検索

労働環境の確認について



- 愛知県では、愛知県公契約条例に基づき、県が発注する工事及び業務に携わる労働者の労働環境を確認しています。
- 具体的には、労働関係法令に関する以下の事項について、下請及び再委託を含むすべての事業者から報告を求めます。

- ・労働条件を書面で明示
- ・法定年次有給休暇の付与
- ・安全管理者、安全衛生推進者などの選任
- ・労働災害を防止する措置の実施
- ・安全衛生教育、定期健康診断、ストレスチェックの実施
- ・労働環境の改善に向けた取組
- ・時間外、休日、深夜の割増賃金を法定どおり支払
- ・労働者1日当たりの平均賃金単価
- ・地域別最低賃金以上の賃金を支払



愛知県の最低賃金：1時間 円（ 年 月から）

- 労働環境報告書の内容に関するお問い合わせは愛知県会計局管理課まで、また、労働問題に関するご相談は下記の機関にお申し出ください。

<労働相談窓口>

愛知労働局

最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

愛知 労基署 管轄

検索

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>

あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー

名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階
労働相談専用ダイヤル：052-589-1405

お問い合わせ

愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸 3-1-2

電話：052-954-6653

愛知県 公契約

検索

公契約条例 HP



労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。(時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間(建設事業は、2024年4月1日から上限規制を適用)) (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。また全ての使用者は、労働者に対する年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、健康管理上、労働者の労働時間の状況を客観的に把握していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに次の者を選任していますか。 ・常時使用する労働者が50人以上…安全管理者(一部業種のみ)、衛生管理者、産業医 ・常時使用する労働者が10人以上50人未満…安全衛生推進者又は衛生推進者 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上、月60時間を超える時間外の超えた部分:5割以上(中小企業は2023年3月31日まで2割5分以上))	
	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
取組事例	⑭ 労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

殿

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

年 月 日

契 約 名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度[※]

令和5年10月 **スタート**



※消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度です



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。

登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。

- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。

- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。

- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。

- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。

- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご利用ください。

相談窓口一覧表

